

函館市と函館工業高等専門学校の相互協力協定書

函館市と独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校は、教育・文化・学術及び地域振興に関する各分野の協力関係を深めるため、この相互協力協定を締結する。

第1条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 人的・知的資源の交流に関すること
- (2) 産学官の連携による地域産業の振興・観光振興やまちづくりに関すること
- (3) 環境の保全及び防災対策の推進に関すること
- (4) 函館国際水産・海洋都市構想の推進に関すること
- (5) 保健・福祉の向上に関すること
- (6) 教育・文化の振興、生涯学習に関すること
- (7) それぞれが主催する事業に対する協力・支援に関すること
- (8) 相互理解を促進するための情報の提供及び交換に関すること
- (9) その他両者の協議により定める事項

第2条 この協定は双方が署名した日に発効し、3年に限り有効とする。ただし、双方から異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

第3条 本協定に関わる連携・協力の実施に当たり、具体的な事項およびその他必要な事項については、双方が協議して別に定める。

第4条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合および協定書に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議して定める。

本協定は2通作成され、両者が署名のうえ、各1通を保管する。

平成24年5月31日

函館市長

工藤 寿樹

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校長

岩谷 敏夫